

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(前 略)</p> <p>第 4 条 総長は、人事事務のうち、部局における次の各号に掲げる権限については、当該部局の長に委任する。</p> <p>(1) 教職員等が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく補償又は保険給付を請求する場合における事業主が行うべき証明に係る権限</p> <p>(2) <u>教職員等の兼業の許可、不許可を決定する権限</u></p> <p>2 人事事務のうち、部局における次の各号に掲げる事項については、当該部局の長が専決するものとする。</p> <p>(1) ～ (16) (略)</p> <p>3 諸謝金の決定については、当該部局の長が専決するものとする。</p> <p>4 第 2 項第 1 3 号及び第 1 4 号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事項のうち、その処理について主管官庁に対し承認申請又は協議を必要とするものについては、専決しないものとする。</p> <p>(後 略)</p> | <p>第 4 条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) <u>教職員(部局の長を除く。)の兼業(次に掲げる場合を除く。)の許可、不許可を決定する権限</u></p> <p>ア <u>商業、工業又は金融業その他営利を目的とする会社その他の団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねる場合</u></p> <p>イ <u>自ら営利企業を営む場合(名義人が他人であつても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。)</u></p> <p>2 (1) ～ (16) (同 左)</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 1 年 1 1 月 1 日から施行する。</p> |